

人権行政に関する懇話会設置要綱

(設 置)

第1条 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、有識者に意見を求めるため、人権行政に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進に関する事
- (2) 「福岡市人権教育・啓発基本計画」の推進に関する事
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 懇話会は、委員若干名で組織する。

2 委員は学識経験者等から、市民局長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の翌年度の3月31日までとする。ただし、委員が任期中途で退任した場合や委員を増員する場合等において、新たに委嘱される委員の任期は、すでに委嘱を受けている委員の残任期間と同一の期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座 長)

第5条 懇話会に座長をおき、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第6条 懇話会は市民局長が招集する。

2 座長は議長となり議事を進行する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書きの規定に該当するときは、非公開とすることができる。

2 前号の規定により会議を非公開とすることに決定したときは、委員は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第8条 座長は、委員の総意により必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第9条 懇話会の庶務は、市民局人権部人権推進課において行う。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。